

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者の育成及び確保を図るとともに、持続可能な力強い農業を実現するため、農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、福島県新規就農者育成総合対策事業補助金等交付要綱（以下「県要綱」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者又は法人は、実施要綱別記1の第5-1の1（1）から（11）までに定める要件を全て満たすものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱別記1の第5-1の2（1）アからエまでに掲げる就農後の経営発展に必要な機械、施設の導入等に係る経費のうち、同記1の第5-1の2（3）アからウまでの基準を満たすものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額の4分の3以内とし、当該経費は補助金の交付の対象となる者1人当たり1,000万円（郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱（令和4年9月7日制定）に基づく経営開始資金の交付の対象となっている者の場合は、500万円）を限度とする。ただし、夫婦で農業経営を開始し、同記1の第5-1の3（2）アからウまでに定める要件を全て満たす場合は、当該限度とする額に1.5を乗じた額を限度とする。

3 前項の規定によるもののほか、複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、実施要綱別記1の第5-1の1（1）の要件を満たす者（当該法人が実施要綱別記1の第5-1の1（6）に定める目標地図に位置づけられた者等に限る。）のそれぞれに対して1,000万円（郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱に基づく経営開始資金の交付の対象となっている者の場合は、500万円）を限度とする。ただし、事業実施の前年度より前に経営開始している農業者が当該法人の役員となっているときは、当該法人の他の役員も補助金の交付の対象外とする。

(事業計画の承認申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者又は法人は、当該補助金の交付の申請前に、郡山市新規就農者経営発展支援事業計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を作成の上、市長に当該計画書を提出し、その承認を受けるものとする。

2 計画書に定める目標年度は事業実施年度の4年後の年度とし、成果目標は当該計画書で実施することとした項目についてとする。

3 計画書を作成するに当たっては、当該計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農林事務所等の関係機関、実施要綱別記1の第8の7に定めるサポート体制の関係者からの必要な助言及び指導を受けるものとする。

4 市長は、第1項の規定により計画書の承認の申請があったときは、当該計画の内容について、郡山市農業経営改善計画等認定会議設置要綱（平成7年3月13日制定）に基づく郡山市農業経営改善計画等認定会議の審査に付し、実施要綱別記1の第9の2（3）による承認を受けた市町村経営発展支援事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。

5 市長は、第1項の規定により計画書を承認したときは、当該承認の申請をした者又は法人に郡山市新規就農者経営発展支援事業計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（事業計画の変更承認申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者又は法人は、計画書に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長に当該計画の変更の承認の申請を行うものとする。

2 前項の規定による計画の変更の承認の申請は、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

（補助金の交付の申請等）

第6条 第4条第5項又は前条第2項の規定により承認を受けた者又は法人が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は当該承認を受けた計画書とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付申請追加資料（第4号様式）とする。

2 前項の規定による申請をするに当たっては、この補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、当該申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 事業費又は補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更
 - (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
- （補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 事業実施翌年度から計画書に定めた目標年度（事業年度の4年後の年度）の翌年度までの5年間、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の就農状況報告書（第5号様式）を市長に提出すること。
また、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、第5号様式別添5の環境負荷低減のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの時期）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出すること。
- (3) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (4) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果

的な運営を図ること。

(5) 予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械、施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告すること。

(事業の事前着手の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者又は法人が、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとするときは、補助金等交付決定前着手承認申請書（第6号様式）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業の目的及び内容が適正であるか、又は当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかどうかを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、補助金等交付決定前着手承認通知書（第7号様式）により、速やかに前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。
- (2) 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。
- (3) 事業着手後に天災、地変等により生じた損失は、全て自己の負担とすること。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、計画書に記載された取組を完了したときは、当該取組に係る事業の完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けたときは、当該年度の翌年度の4月10日）までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼補助金支払請求書（第8号様式）
- (2) 納品書、請求書、領収書等の事業に係る契約、経費等の内容が確認できる書類（見積り合せを行った場合は、その写し）
- (3) 財産管理台帳（第9号様式）
- (4) 事業の実施状況が確認できる写真等

2 補助金交付決定者は、補助金の交付に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、当該控除税額を当該補助金から減額して報告するものとする。

3 補助金交付決定者は、第1項の規定により補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告があったときは、前項の消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により、補助金交付決定者に通知するものとする。

る。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（就農状況報告等）

第13条 補助金交付決定者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までに当該月の直近6か月（補助金の交付決定に係る1回目の報告においては、当該補助金の実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の就農状況報告書の提出を受けたときは、実施要綱別記1の第8の7に定めるサポートチームと協力の上、事業の実施状況を確認し、必要に応じて当該サポートチームと連携し、補助金交付決定者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。

3 前項の規定による助言及び指導は、実施要綱に定める就農状況確認チェックリストを用いて、補助金交付決定者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

4 市長は、第2項の規定による確認のほか、サポートチームと協力して補助金交付決定者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から計画書に定めた目標年度まで、必ず年1回は、実施要綱別記1の第8の5（2）アからウまでに定める方法により、就農状況確認チェックリストを用い、補助金交付決定者の経営状況及び課題を当該補助金交付決定者とともに確認し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、当該補助金交付決定者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。

5 市長は、郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第15条による確認を行ったときは、第2項及び第4項の規定による確認又は助言及び指導を行ったものとみなすことができる。

（整備した機械、施設等の管理運営等）

第14条 補助金交付決定者は、補助金により整備した機械、施設等を常に良好な状態で管理するとともに、必要に応じて修繕、改築等を行い、当該整備の目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。

2 市長は、前項の規定による管理運営に当たっては、実施要綱別記1の第8の8（1）から（4）までに定める方法により、適切な指導を行うものとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、県要綱第11条に規定する期間とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月16日から施行し、令和7年度事業から適用する。

2 この要綱の規定は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知により行う新規就農者確保緊急円滑化対策事業の補助金の交付にこれを準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）	新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2106号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急円滑化対策実施要綱」という。）
第2条	実施要綱別記1の第5-1の1（1）から（11）まで	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの1（1）から（11）
第3条	実施要綱別記1の第5-1の2（1）アからエまで	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの2（1）アからエまで
	同記1の第5-1の2（3）アからウまで	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの2（3）アからウまで
第3条の2	同記1の第5-1の3（2）アからウまで	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの3（2）アからウまで
第3条の3	実施要綱別記1の第5-1の1（1）	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの1（1）
	実施要綱別記1の第5-1の1（6）	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの1（6）
第4条の3	実施要綱別記1の第8の7	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第8の7
第4条の4	実施要綱別記1の第9の2（3）	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第9の2（3）
第13条の2	実施要綱別記1の第8の7	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第8の7
第13条の3	実施要綱に定める就農状況確認チェックリスト	緊急円滑化対策実施要綱に定める就農状況確認チェックリスト
第13条の4	実施要綱別記1の第8の5（2）アからウ	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第8の5（2）アからウ
第14条	実施要綱別記1の第8の8（1）から（4）	緊急円滑化対策実施要綱別記2の第8の8（1）から（4）

第1号様式（第4条関係）

郡山市新規就農者経営発展支援事業計画書
（経営発展支援事業申請追加資料）

年 月 日

郡山市長

住 所：
氏 名：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、当該事業の実施に係る計画を、次のとおり定めましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、この要綱に定める規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		ポイント	実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2	
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※ ¹ について、担当機関・部署が明確になっている	3	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1	
		② ①に加え、青色申告を実施する	2	
		③ ②に加え、GAP認証等（第三者認証）を取得する※ ²	3	
4	所得	① 所得目標※ ³ が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3	
5	家族経営協定 ※ ⁴	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	1	
		④ ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2	
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1	
7	データを活用した農業を実践する		1	
8	農業経営を法人化する		1	
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		1	
合計				

・ 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

- ※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。
- ※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

新規就農者育成総合対策実施要綱第5－1の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和○年）	目標（令和○年）
☐ 所得の10%以上増加 ☐ 売上の10%以上増加 ☐ 付加価値額の10%増加 ☐ 生産コストの10%減少	円	円 (割合： %)

2 事業の概要

別添のとおり

着工（予定）年月日

完了（予定）年月日

※ 3以降については、郡山市新規就農者経営開始資金補助金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」を添付することで記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を ☐ 借り受けている ☐ 借り受ける見込み		

6 経営開始資金の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先		期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	----	------------------

9 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、初期投資促進事業等、雇用就農資金若しくは雇用緊急支援資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない
--	---

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：個人情報の取扱い

- ・経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） ＊ 1
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合） の写しなど）
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械、
施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 ＊ 1
- ・通帳の写し
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊ 1 申請時に経営を開始している場合に限る。

別添 1

収支計画

＊第5の1の（5）により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近（事業実施の前年又は前々年度）の実績を記載すること。

			事業実施					
			現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	3年(度)目 (年 月～ 年 月)	4年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 5年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業収入	〇〇 (作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
	その他							
経営開始資金 (円) ※								
収入計 (円) ① (資金を除く)								

		事業実施					
		現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	3年(度)目 (年 月～ 年 月)	4年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 5年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業経営費(円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計 (円) ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計 (円) ①－②						
-------------	--	--	--	--	--	--

別添 2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

郡山市新規就農者経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

市長は、郡山市新規就農者経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、日本政策金融公庫、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、指導農業士会、青年農業士会

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	能力等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合:能力・取得年月・ 台数など)			
物件取得見込額（税込）		[1]	(円)	
補助金交付申請予定額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち都道府県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込）		[6]	(円)	

注1: 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他市長が必要と認める資料

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量	(単位) 台	
	能力等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・ 台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜)		[1]	(円)		
うちオプション分(税抜)			(円)		
リース期間終了後の残価設定		[2]	(円)		
補助金交付申請予定額		[3]	(円)		
うち国庫助成金		[4]	(円)		
うち都道府県負担額		[5]	(円)		
うちその他		[6]	(円)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		[7]	(円)		
うち消費税相当分			(円)		
機械利用者負担リース料(税込)		[8]	(円)		
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2: リース助成申請額うち国庫助成額は、A、BまたはCのいずれか小さい額を記入してください。

A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B:([1]-[2])×1/2以内

C:[5]×2

注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他事市長が必要と認める資料

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

郡山市長

郡山市新規就農者経営発展支援事業計画承認通知書

年 月 日付けで提出がありました計画書について、郡山市新規就農者
経営発展支援事業補助金交付要綱第4条第5項の規定により、当該計画を承認
しましたので、通知します。

第3号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金

交付申請追加資料

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、補助金の交付申請に係る追加の資料を提出します。

交付申請額								円
うち国庫助成金								円
うち都道府県負担額								円
うちその他								円
【参考】自己負担								円

補助金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所				出張所			
	金融機関コード											
	預金種別	普通預金・当座預金			口座番号							
	郵便局	記号				番号						
口座名義人		(ふりがな) 氏 名										

就農状況報告書

事業実施後 年目 （ 月分）

年 月 日

郡山市長

氏名

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1. 成果目標の取組

- ※ 1、3、4及び5については、実施済みの項目に○を記載してください。
2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する現状の所得状況（現状所得／所得目標×100）を記載してください。
選択していない項目に－を記載してください。

No.	項目		実施	
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける		
		② ①に加え、青色申告を実施する		
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する		
2	所得	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている		%
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている		
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている		
3	データを活用した農業を実践する			
4	農業経営を法人化する			
5	事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける			

2. 新規就農者育成総合対策実施要綱第5－1の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和○年）	目標（令和○年）
☐ 所得の10%以上増加	円	円
☐ 売上の10%以上増加		
☐ 付加価値額の10%増加		（割合： %）
☐ 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、郡山市新規就農者経営開始資金補助金の交付を受ける場合は、第5号様式の就農状況報告書を添付した場合に記入等は不要とする。

3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合計					
農業経営 の構成 （交付対 象者本 人・家族 労働力）	氏名	年齢	交付対象者・ 交付対象者と の続柄 （法人経営にあ っては役職）	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載する。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※新規就農者育成総合対策実施要綱記1の第7の3に規定する都道府県が 開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画及び第1号様式の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入）
------------	-----------------------------	--

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し（夫婦で助成を受けた場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間が分かるよう作成すること）
 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し＊1
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊1
 5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

＊1 1回目の報告の際のみ添付する（新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第6の5の（3）で定める就農届等（別紙様式第6号）で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容（作業日、作業内容、作業時間）が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦で助成を受けた場合や複数の新規就農者が新たに立ち上げた法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決算書

(年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 事業実施○年(度)目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業収入	〇〇（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
	その他				
経営開始資金（円）					
収入計（円） ①（資金を除く）					
収入計（円） ②（資金を含む）					

		計画※ 事業実施○年(度)目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業経営費（円）	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計（円） ③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円） ④ = ①－③				

※計画欄には、第 1 号様式の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	（２）適正な防除	報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐
	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

郡山市長

住所
申請者
氏名

補助金等交付決定前着手承認申請書

新規就農者経営発展支援事業について、交付決定前に着手したいので、郡山市新規就農者
経営発展支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、申請します。

事 業 名	郡山市新規就農者経営発展支援事業
総 事 業 費	
補 助 金	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

第 7 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

様

郡山市長

補助金等交付決定前着手承認通知書

年 月 日付けで提出された補助金等交付決定前着手承認申請に対し、次のとおり補助金等交付決定前着手について承認したので、郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

事 業 名	郡山市新規就農者経営発展支援事業
総 事 業 費	
補 助 金	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
(事業着手の条件)	
1 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。	
2 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。	
3 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自己負担とするものとする。	

第 8 号様式（第10条関係）

実績報告書兼補助金支払請求書

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、事業の実績を報告するとともに、補助金の支払を請求します。

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。
(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、当該控除税額がない場合は「該当なし」を、当該控除税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

第9号様式（第10条関係）

財 産 管 理 台 帳

取組み者名

地区名 地区		事業実施年度		年度		郡山市新規就農者経営発展支援事業											
事業 区分	事 業 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期 間		処分の状況		摘 要	
	事業種 目	取組み 者	工種構 造 施設区 分	施行箇 所又は 設置場 所	事業量	着工年 月 日	竣工年 月 日	総事業 費 (A+B+C+ D)	負 担 区 分				耐 用年 数	処分 制限 年月 日	承 認年 月 日		処分 の内 容
									国庫補 助金 (A)	県 費 (B)	市町村 費 (C)	その他 (D)					
								円	円	円	円	円					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式によりがたい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

第 10 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

郡 山 市 長

住 所

補助事業者等

氏 名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった郡山市新規就農者経営発展支援事業補助金について、郡山市経新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 郡山市補助金等の交付に関する規則第 15 条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
(注) 別添参考となる書類も併せて提出すること。(3 の金額の積算の内訳等)
- 4 補助金返還額 (3 - 2)
金 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料